

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年1月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和3年1月5日（火） 午後3時24分
雲仙市役所別館3階会議室及び各総合支所会議室（テレビ会議）
- 3 閉会日時 令和3年1月5日（火） 午後4時00分
- 4 委員氏名
(1)出席者（19名）

1 番 草野 英治	2 番 大島 忠保	3 番 松永 一	4 番 東 康敬
5 番 林田 剛	6 番 森崎 茂徳	7 番 渡部 篤	8 番 平野 利光
9 番 馬場 保	10 番 徳永 玉義	11 番 三浦 憲二	12 番 内田 弘幸
13 番 池田 兼三	14 番 松尾 茂敏	15 番 川内 幸徳	16 番 草野有美子
17 番 鶴崎 進	18 番 大久保信一	19 番 小筏 正治	

(2)欠席者（0名）
なし
- 5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参 事 補	原田 誠二
- 6 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第6 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
 - 日程第7 報告第1号 非農地通知の発出について
- 7 農政推進に係る協議事項
 - (1)意見書（案）について

午後3時24分開会

○事務局（原田 誠二君） そしたら、議事に入る前に、議案の取下げをお願いします。議案書19ページ、議案第4号、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の決定についての整理番号19番が取下げになりましたので、削除願います。これに伴い、整理番号19番は一応欠番とします。議案書19ページの整理番号19番です。大丈夫なら丸を出してください。

それと、今回の基盤強化法の集積計画で、大島委員と大久保委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。

また、その他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時にそれぞれ退室していただくことになりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局（原田 誠二君） 異議なしです。ありがとうございます。

そしたら、今から始めます。

○事務局長（坂本 英知君） あけましておめでとうございます。今年も事務局職員一同よろしく願います。

本日の出席者は全員出席ということでありますので、法の規定により過半数を達しておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） それでは、30分ほど遅れましたけど、委員の皆様方、新年あけましておめでとうございます。皆様方も新年を迎えそれぞれに抱負と希望を持たれたことと思っております。

また、コロナ禍の中で、東京、関東方面では緊急事態宣言、緊急行動が近いうちに発令されるようでございます。我が長崎県、雲仙市でも最近、何名かコロナ感染者が出た模様ですので、皆さん方も、もうコロナ、コロナと飽きましたかもしれませんが、とにかく感染しないように注意してください。

それから、去年、会議の中で言っていましたけど、婚活の1組が昨年12月31日に入籍を済まされたそうですので、お伝えしておきます。

それと、もう一つお伝えしたいことは、前回の総会で、東委員のほうから、中間管理機構はちゃんと放棄になった草刈り等はしてくれるのかということがあったんですけど、あれは中間管理機構に確めたところ、ちゃんとしますという答えをもらっております。事例としては、今までも3町ぐらいだったかな、そういうこともやってきたということも聞いておりますので、間違いなく管理等はしてもらえらると思っておりますので、皆さん方にお伝えをしておきます。

それと、今日は、先ほど1時半から、私、職代、で、調査会長の渡部委員と、市長のほうに新年のご挨拶に行ってまいりました。そういう中でちょっと時間が過ぎましたが、ただいまから令和3年第1回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、1番、草野委員、2番、大島委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから日程第7、報告第1号、非農地通知の発出について、議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書、2ページをご覧ください。

〔議案第1号の朗読〕

議案書は3ページ、受付番号75番から78番まで4件の申請がっております。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、受付番号75番から76番です。

75番は、現在の小作人が買い受ける案件です。

受付番号76番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号75番から76番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号75番から76番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。異議がなかったら丸を出してください。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号77番から78番となります。

受付番号77番は、所有者は遠方で耕作できず、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号78番は、所有者は遠方で耕作できず、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号 77 番から 78 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

これから、受付番号 77 番から 78 番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 質問があれば丸を出してください。質問がなければバツ。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第 1 号、受付番号 75 番から 78 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

○事務局（原田 誠二君） 異議なければ丸をお願いします。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 3、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

その前に、丸バツをはっきり。ちょっと今のところあやふやの丸・バツで。

○事務局（原田 誠二君） 質問があったら丸。

○議長（小筏 正治君） 質問があったら丸だそうです。質問がなかったらバツということです。いいですか。

次に、日程第 3、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 4 ページをご覧ください。

〔議案第 2 号の朗読〕

議案書は 5 ページ、受付番号 16 番です。詳しくは別添 2 をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（10 番 徳永 玉義君） 議席番号 10 番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、受付番号 16 番です。

受付番号 16 番は、農家住宅用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、大正駅の周囲 500 メーター以内の区域にあるため、第 2 種農地と判断しました。また、既存の農業用倉庫は、2 ヘクタール未満の建設届出済みです。

受付番号 16 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号16番について何かご質疑がありましたら、お願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） ご質疑があれば丸を出してください。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありませんか。ご質疑がないようですので、議案第2号、受付番号16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書6ページをご覧ください。

〔議案第3号の朗読〕

議案書は7ページ、受付番号52番から56番まで、5件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部の調査会関係分は、受付番号52番から53番です。

受付番号52番は、事務所、駐車場用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が県道の沿道の区域にある流通業務施設であるため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号53番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。

申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号52番から53番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号52番から53番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

５２番、５３番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 議席番号１２番、中部調査会長の内田です。

中部調査課会関係分は、受付番号５４番から５６番です。

受付番号５４番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

受付番号５５番は、耕作用通路用地として転用を計画されております。申請地は、農振白地、市役所の周囲５００メートル以内の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

受付番号５６番は、住宅進入路用地へ転用する追認申請です。申請地は石垣等が雨風により崩落し、境界が不明確になっており、そのまま住宅への進入路としてコンクリート舗装を行った案件です。申請地は、農振白地、１０ヘクタール以上の農地の区域内にあるため、第１種農地と判断しました。しかし、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ２０年以上引き続き非農地である土地であることから、簡易手続相当の違反案件基準に該当し、また、集落に接続していることから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号５４番から５６番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号５４番から５６番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第５号、受付番号５２番から５６番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第４号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、事案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書９ページをご覧ください。

〔議案第４号の朗読〕

議案書 10 ページ、整理番号 1 番から、議案書 26 ページ、整理番号 36 番までです。

整理番号 1 番から 18 番については貸借に係る案件、整理番号 20 番から 24 番については所有権移転に係る案件、整理番号 25 番から 36 番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添 3 をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第 4 号に対する質疑を行います。

まずは、貸借権設定に係る整理番号 1 番から 18 番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。1 番から 18 番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る整理番号 20 番から 24 番、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る整理番号 25 番から 36 番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、大島委員、大久保委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、すみません、退室をお願いいたします。

〔2 番 大島委員 18 番 大久保委員 退室 〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第 4 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することといたします。

ここで、大島委員、大久保委員の入室を求めます。

〔2 番 大島委員 18 番 大久保委員 入室 〕

○議長（小筏 正治君） 大島委員、大久保委員には、満場一致で了解してもらいましたので、報告をいたします。

次に、日程第 6、議案第 5 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 27 ページをご覧ください。

〔議案第5号の朗読〕

議案書は28ページ、整理番号1番から2番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3をご覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第5号に対する質疑を行います。何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。議案第5号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案については異議なしと回答することといたします。

次に、日程第7、報告第1号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書29ページをご覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

議案書は30ページ、受付番号1番です。本案件は、所有者により申出があった農地を地元農業委員に確認いただき、B分類と判断されたため非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第1号について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。報告1号についてはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうも、皆さん、ありがとうございました。

○事務局次長（増富 浩彦君） それでは、農政の会議に入ります。

12月の各調査会で雲仙市の農地利用最適化推進政策に関する意見書（案）ということで、委員さん、皆さんのために配付している資料をご覧ください。

お正月休みとかに目を通していただいているとは思っておりますので、簡単にいきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いします。

先月の各調査会でちょっと説明をさせてもらっていると思いますけども、小浜の西部の調査会のほうで、森崎委員さんのほうからイノシシの柵の件で、一人でもできるような意見と、期間短縮をできないかということをおっしゃっていたんですけども、これはもう直接この意見書にはちょっと今回は載せられないのでということをお願いをしていた関係上、ちょっと担当部局に確認に行きましたところ、まず、一人でもできるようにというのは、もう前々回の意見書に書いとったんですけども、それはちょっと認められないということで、一人では、まずもって市単独のほうは無理です。

で、国のほうも3人1組ということになっていますので、それもそのままということで回答をもらっております。

で、期間短縮についてですけども、どうしても国の事業でその、例えば小浜地区だけ早く申請をして、早く品物を納めるというふうなことはできんとかというふうな感じで聞いたんですけども、雲仙市全体でやっぱり国に申請をして、で、そういう手続を取って行けば約半年は絶対かかるというふうに回答をもらって、半年はやっぱり見てもらっておかんばということで回答をもらっておりますので、期間短縮についてはちょっと厳しいのかなと。

市単独については、申請書あたりをそのときにそろえて来られれば1か月以内には、市単独の分の電気柵の納入については1か月以内ぐらいでできるかなという返事はもらっておりますので、市単独のほうを考えてみてもいいんじゃないかなとは思っております。

以上です。

あと、この意見書の中身についてですけども、もう今回はちょっと、東部のほうは読んでないというふうに話を聞いているんですけど、中部と西部のほうは、私は全部読んでしまって、もう2回目になりますので、ほかに、この意見書でいいなら札を上げてもらって、何かほかにこれも付け加えてもらいたいということがあれば、意見として言ってもらえればと思っておりますけども、よろしくお願いします。

○議長（小筏 正治君） いいでしょうか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 意見がなければ丸を上げてください。

○議長（小筏 正治君） 意見がなければ丸だそうです。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 了解です。

○事務局次長（増富 浩彦君） それでは、これで今年の意見書として、市長のほうに提出をしたいと

思っております。予定では、この案には令和3年2月6日としておりますけれども、実際、令和3年の1月26日に会長、職代のほうで提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。意見書に関しては以上です。

あと、事務局のほうから最適化推進員の選考委員の皆さん方に、本日は本当は選考委員会を開催するはずだったんですけども、このテレビ会議の関係で、来月の総会のときに延期ということに考えております。来月ももしテレビ会議ならば、ちょっと日程を決めて、改めて文書で選考委員さんのほうには通知をしますので、そこをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

今日の会議は全てこれで終了いたします。

皆さん方、今年1年どうぞよろしくお願いいたします。お疲れでした。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員